

平成21年10月2日  
第2118号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 口頭により開示請求をすることができる個人情報(441・情報公開センター) ..... 1
- 肥料の登録(442・水田総合利用課) ..... 1
- 平成21年度家畜人工授精師養成講習会の実施(443・農畜産振興課) ..... 2
- 基本測量実施の通知(444、445・建設管理課) ..... 2
- 建築士事務所の設計等の業務に関する報告書閲覧規程(446・建築住宅課) ..... 3
- 都市計画事業の認可(447・秋田地域振興局建設部) ..... 3
- 建築基準法による道路位置の指定(448・仙北地域振興局建設部) ..... 3

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課) ..... 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政策課) ..... 4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定(山本地域振興局農林部) ..... 5
- 県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局農林部) ..... 5
- 県営土地改良事業の換地計画の決定(平鹿地域振興局農林部) ..... 5

### 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(159) ..... 5
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(160) ..... 5
- 政治団体の解散の届出(161) ..... 6
- 政治団体の収支に関する報告書(162) ..... 6
- 公職の候補者の資金管理団体の届出(163) ..... 6
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(164) ..... 7

## 告 示

### 秋田県告示第441号

秋田県個人情報保護条例(平成12年秋田県条例第138号)第22条第1項の規定により口頭により開示請求をすることができる個人情報について、次のとおり定めたので、告示する。

平成21年10月2日

秋田県知事 佐竹 敬久

口頭により開示請求をすることができることとしたもの

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
地方独立行政法人秋田県立療育機構(仮称)職員採用試験	第一次試験 第一次試験の総合得点及び総合順位	第一次試験合格発表の日から1箇月(第一次試験の不合格者に限る。)	社会福祉法人秋田県小児療育事業団
	第二次試験 第二次試験の総合得点及び総合順位	最終合格発表の日から1箇月	

### 秋田県告示第442号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基

づき、公告する。

平成21年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

登録番号	肥料の種類 及び名称	保証成分量 (%) その他の規格	生 産 業 者		更新後の登録の 有効期間
			氏名又は名称	住 所	
秋田県 第215号	混合石灰肥料 くみあい土の レスキュー隊	アルカリ分 52.0 可溶性苦土 23.0 く溶性苦土 22.0 水溶性ほう素 0.25	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町 三丁目3番1号	平成21年9月18日から 平成27年9月17日まで

#### 秋田県告示第443号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、次のとおり平成21年度家畜人工授精師養成講習会を実施するので、家畜改良増殖法施行細則（昭和26年秋田県規則第11号）第2条第1項の規定に基づき、公示する。

平成21年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 講習の期日及び場所

##### (1) 期日

平成21年11月9日（月）から同年12月7日（月）まで

##### (2) 場所

大仙市神宮寺海草沼谷地13番3号 秋田県農林水産技術センター畜産試験場

#### 2 家畜の種類 牛

#### 3 受講資格 家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第17条の規定に該当しないもの

#### 4 受講定員 15名

#### 5 受講に必要な書類

##### (1) 受講願書

##### (2) 履歴書

#### 6 受講願書用紙の交付

##### (1) 期間

日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ）を除き、平成21年10月2日（金）から同月30日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

##### (2) 場所

農林水産部農畜産振興課衛生班、又は所在地を管轄する家畜保健衛生所

#### 7 受講願書の受付

##### (1) 期間

日曜日、土曜日及び休日を除き、平成21年10月2日（金）から同月30日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

##### (2) 場所

農林水産部農畜産振興課衛生班、又は所在地を管轄する家畜保健衛生所

#### 8 受講に要する経費

##### (1) 額 40,000円

##### (2) 納付方法 講習の場所において発行する納入通知書により納付する。

#### 9 講習についての問い合わせ先

農林水産部農畜産振興課衛生班（電話018-860-1808）

#### 秋田県告示第444号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成21年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類  
地理識別子整備業務
- 2 作業を行う地域  
能代市、横手市、大館市及び北秋田市
- 3 作業を行う期間  
平成21年9月28日から平成22年3月26日まで

---

**秋田県告示第445号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成21年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類  
基盤地図情報整備業務
- 2 作業を行う地域  
にかほ市
- 3 作業を行う期間  
平成21年10月27日から平成22年3月26日まで

---

**秋田県告示第446号**

建築士事務所登録簿等閲覧規程（平成20年秋田県告示第119号）の一部を次のように改正し、平成21年10月2日から適用する。

平成21年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

題名を次のように改める。

建築士事務所的设计等の業務に関する報告書閲覧規程

第1条中「第23条の9」を「第23条の9第2号」に改め、「建築士事務所登録簿、」及び「、その他建築士事務所に  
関する書類」を削り、「登録簿等」を「報告書」に改める。

第2条中「登録簿等に記載されている」を「報告書に係る」に改める。

第3条、第5条及び第6条第2号中「登録簿等」を「報告書」に改める。

---

**秋田県告示第447号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称 秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
秋田都市計画道路事業 3・4・31号 明田外旭川線
- 3 事業施行期間  
平成17年6月28日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 取用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

---

**秋田県告示第448号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成21年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所及び氏名  
千葉県市川市妙典1-21-13  
高 畑 典 子
- 2 道路の位置の指定箇所  
大仙市福田町69番2の内、69番2地先
- 3 道路の延長  
23.35メートル
- 4 道路の幅員  
5.22～8.42メートル
- 5 指定年月日  
平成21年9月24日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成21年9月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 あきた環境カウンセラー協議会

- 3 代表者の氏名  
津 村 守
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田県大住一丁目3番7号

- 5 定款に記載された目的

この法人は、環境保全に関する専門的な知識や経験を生かして、社会を構成する市民、事業者、国、地方公共団体、各種団体及び教育関係機関等が、「環境を守る大切さ」を認識し、その「役割と活動の意義」を深めると共に、環境保全に関するボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動への支援を通して、健全で恵み豊かな環境と共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成21年9月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 秋田道路維持支援センター

- 3 代表者の氏名  
鶴 沼 順二郎
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田県秋田市

- 5 定款に記載された目的

(1) 変更前

この法人は、道路施設の長寿命化と維持管理に貢献できる地域に根ざした人材育成と、地域の実情に即した道路施設の維持管理技術の研究を通じて、地域住民が安全・安心に利用できる道路ネットワークの構築に努め、広く公益の増進に寄与しようとするものである。

(2) 変更後

この法人は、地域の実情に即した効率的且つ効果的な道路施設の点検手法、維持管理技術の調査・研究を通じて技術力の向上を図り、産学官連携のもと、地域住民が安全・安心に利用できる道路施設の長寿命化に貢献できる地域に根ざした人材育成と、それらのネットワークの構築を図り、広く公益の増進に寄与しようとするものである。

## 6 定款の変更内容

- (1) 目的
- (2) 事業
- (3) 役員の種別及び定数

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成21年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（糸流川地区ほ場整備事業（区画整理））換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成21年10月7日から同年11月5日まで
- 3 縦覧場所 三種町役場琴丘総合支所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成21年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（堀板地区経営体育成基盤整備事業）換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成21年10月3日から平成21年11月2日まで
- 3 縦覧場所 大仙市仙北総合支所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成21年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（里見地区経営体育成基盤整備事業）換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成21年10月5日から同年11月2日まで
- 3 縦覧場所 横手市役所 雄物川地域局

## 選挙管理委員会告示

### 秋選管告示第159号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成21年8月1日から同月31日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成21年10月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 その他の政治団体
  - イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
伊藤いわお後援会	伊 藤 岩 夫	太 田 茂	由利本荘市岩谷町字松山34番地	平成21年8月3日
わたなべ聖一を支援する会	戸 沢 昭 彦	笹 矢 輝 幸	由利本荘市中梵天77-5	平成21年8月4日
高橋肇後援会	高 橋 肇	高 橋 なみ子	湯沢市小野字小野142	平成21年8月12日

### 秋選管告示第160号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成21年8月1日から同月31日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成21年10月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
真木昭二後援会	代 表 者	由 利 好 美	菅 富次郎	平成21年8月6日
わたなべ正明後援会	代 表 者	児 玉 東 平	高 橋 伸 一	平成21年8月6日
青雲会	国会議員関係政治団体の区分  (公職の種類) (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員 川 口 博、衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成21年8月7日
秋田県商工政治連盟 仙北市支部	代 表 者	千 葉 正 登	小 林 康次郎	平成21年8月12日
	会 計 責 任 者	松 本 秋 男	戸 沢 正 隆	
小松栄治後援会	主たる事務所の所在地	大仙市字刈和野227	大仙市刈和野字本町27-1	平成21年8月17日

## 秋選管告示第161号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、平成21年8月1日から同月31日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成21年10月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 1 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
梅田味伸後援会	武 田 悟	平成21年8月5日	平成21年8月6日

## 秋選管告示第162号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成21年10月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

## II 報告書の要旨

## 1 収入及び支出のある団体

## (1) その他の政治団体

政治団体の名称 梅田味伸後援会(平成21年分)

報告年月日 平成21年8月6日

## ア 収入・支出の総額

## (ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

## (イ) 支出総額

17,680円

17,680円

0円

0円

## 秋選管告示第163号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成21年10月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
伊 藤 岩 夫	由利本荘市議会議員	伊藤いわお後援会	由利本荘市岩谷町字松山34番地	伊 藤 岩 夫	平成21年8月3日
高 橋 肇	湯沢市議会議員	高橋肇後援会	湯沢市小野字小野142	高 橋 肇	平成21年8月12日

#### 秋選管告示第164号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成21年10月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
川 口 博	衆議院議員	青雲会	公職の種類	衆議院議員	秋田県知事	平成21年8月7日

発 行 者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田市山王七丁目5番29号  
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005  
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>  
秋田市山王七丁目5番29号